

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例			
主管課	消防防災安全課			
根拠法令等	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号) 消防法(昭和23年法律第186号) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)			
【改正の概要】				
1 改正理由				
<p>普通地方公共団体の手数料に関する事項については、条例でこれを定める必要があるが、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令に定める事務（以下「標準事務」という。）について、手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものについて、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない旨、地方自治法に規定されている。（地方自治法第228条）</p> <p>今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める手数料の標準額について、地方分権推進計画に基づき、定期的な見直しが行われていることに伴い、総務省が各省庁を通じて所管事務の積算の見直しを行い、令和5年12月6日に公布されたため、本県においても手数料条例に定める手数料をそれぞれ改定する。</p>				
2 改正内容				
消防法	危険物取扱者試験手数料	甲種	6,600円→7,200円	
		乙種	4,600円→5,300円	
		丙種	3,700円→4,200円	
	危険物取扱者法定講習受講手数料		4,700円→5,300円	
	消防設備士試験手数料	甲種	5,700円→6,600円	
		乙種	3,800円→4,400円	
高圧ガス保安法	高圧ガス製造許可申請手数料	移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査 6,000円		
施行日	令和6年5月1日 (高圧ガス保安法に関する規定は令和6年4月1日)			
【その他参考事項】				